

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

会津坂下町長 古川庄平

市町村名 (市町村コード)	会津坂下町 (07421)	
地域名 (地域内農業集落名)	広瀬地区 (五香集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月7日 (第2回)	

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・法人への集積が進んでいる。労働力不足が問題となっており、特に農繁期については個人・法人問わず労働力が不足している。

・水路の老朽化が著しく、早急に修繕が必要である。すべての水路というわけではなく、整備した年代によって修繕が必要な箇所が集中している。

・圃場の集約は進んでいるが、面積の小さな圃場もあるため、省力化が図られていない一面がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・地域の離農した方を中心に結成している「いきいき老人クラブ」が窓口となり、耕作者と老人クラブの会員をマッチングすることで、耕作者の労働力不足解消につなげる。

・基盤整備事業により、老朽化した水路の改修や圃場の大区画化(畦畔除去、均平作業)を図ることで、生産性の向上や更なる農地の集約化を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	82.59 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	82.59 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地中間管理機構を通して進めていく。また、集落住民の農地中間管理機構への理解を深めるために必要に応じてパンフレットの配付を検討する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
離農した方の農地については、担い手の経営意向などを考慮しながら、段階的に集約化していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地を守っていく上で、農業用水路の老朽化、畦の草刈り問題を考えると、水田の大区画化(畦畔除去、均平作業)による作業負荷軽減と効率化に取り組む必要がある。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内の大規模認定農業者を中心に農業を継続していくとともに、他地区の農業者との意見交換や情報交換を積極的に行うことで、周辺地区や関係機関と連携して安定した経営基盤を確立していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
防除作業や追肥など、大規模農家が所有している機械で対応出来るような作業については、作業委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

③防除や追肥、直播などについて情報収集を心がけ、スマート農業を取り入れることで、作業の省力化・農地の規模拡大を目指す。

⑤相良農園を中心に果樹の栽培を行い地域の活性化を図る。

⑦五香保全会を中心に地域の非農業者(いきいき老人クラブ等)と連携しながら地域内の農道や水路の保全管理を行っていく。